

## 保育所運営の条件新旧対照表

保育所運営の条件について、次のとおり改正しました。

項目	旧	新
1. 施設長 (所長)	保育士資格を有する者で、保育所において15年以上の実務経験があり、保育事業に関する知識や技術を習得している者	<p>保育士資格を有する者で、保育所等（保育所、幼稚園、認定こども園）において通算10年以上の実務経験があり、保育事業に関する知識や技術を習得している者。</p> <p>また、施設長又は施設長に準じた経験（事務長や副施設長、主任保育士など、組織におけるリーダー及びマネジメントの経験）を有している者が望ましい。</p>
2. 保育士	③施設長とは別に、保育所等（保育所、幼稚園、認定こども園）での実務経験が通算8年以上ある者を2人以上（うち1名を主任保育士とする）、5年以上ある者を2人以上とし、合わせて7人以上の正職員（保育士）を配置すること。	③施設長とは別に、保育所等（保育所、幼稚園、認定こども園）での実務経験が通算7年以上ある者を主任保育士とし、5年以上ある者を2人以上とし、合わせて7人以上の正職員（保育士）を配置すること。
3. 看護師	常勤の看護師又は准看護師を1名配置すること	常勤の看護師又は准看護師を1名配置するよう努めること